

平成21年度公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価結果〈要旨〉

1 評価結果の概要

- (1) オウム真理教（以下「教団」という。）に対する観察処分を厳正に実施するため、必要な調査を行ったほか、教団施設に対する立入検査、教団からの報告徴取を実施した。立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接見分できることから、教団の実態把握と教団から徴取した報告の真偽を確認する手段として、効率性ばかりではなく有効性の高い措置でもある。また、再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上においても有効性の高い措置であると考え。さらに、関係地方公共団体の長からの要請に基づく調査結果の提供については、提供先から一定の評価を得るとともに、継続的に要請を受けていることから、施策の効果が認められる。意見交換会についても、地域住民から継続的に開催を求める声もあり、このような継続開催の要望は、地域住民の教団に抱く不安感の表れであるとともに、同交換会の有益性及び必要性について地域住民の理解が得られた結果であるものと認識している。
- (2) 破壊的団体等に関する調査及びその過程で得られた情報の提供に関しては、北朝鮮の核実験及びミサイル発射事案等に際して特別調査体制を敷くなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応した。また、緊急性の高い情報は随時、政府・関係機関に直接提供したところ、提供先から更に継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価を得られたと考える。さらに、その他の情報については、各種資料を作成して配付したり、ホームページに掲載するなどした。このように、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供を行ったと考える。

2 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

- (1) 教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感を抱いており、その不安感を払拭する必要があることから、更に教団の活動状況及び危険性を解明するため、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施する。
- (2) 「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）等に基づき、これまでと同様、我が国及び国民の安全・安心を確保することに寄与するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させ、調査体制を充実強化していく必要がある。